

募集事業者・店舗

市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人、その他の市場の利用者に便益を提供するため、市場内の店舗で営業する事業者を募集します。

1 募集事業者

募集店舗を使用し、下記の商品の卸売・小売等の販売を行う事業者

- (1) 青果及び水産物以外の生鮮食料品及びその他の食品を取り扱う事業者
- (2) 花卉以外の物品等を取り扱う事業者

※川崎市地方卸売市場業務条例第33条及び同条例施行規則第37条で掲げる事業者のうち上記条件を満たす者（今回は、飲食店業・市場の取扱品目の保管業・貯蔵業・運搬業・容器回収業は募集しておりません。）

2 募集店舗

(1) 店舗の所在、床面積、月額使用料

①	所 在	南部市場関連商品売場(別図参照)	
	店舗番号	2	
	床面積(m ²)	店舗スペース	40
		店舗前買荷保管スペース	7
		店舗裏荷捌スペース	5
		取扱品保管倉庫	9
	合 計		61
月額使用料(円)		合 計	37,130

※本表使用料には、消費税が含まれています。

※駐車場を使う場合には、別途、使用料が発生します。

3 募集期間

9月30日(水)まで

※締切日までに応募がない場合は、毎月末日(末日が土日祝の場合はその前日)を締切日として、募集を継続します。

4 売上高割使用料(食品取扱事業者のみ)

食品取扱事業者については、月額使用料の他、各月の食品等の売上金額の1,000分の1に当たる当たる金額の使用料を収めていただきます。

また、毎月報告いただく売上金額は、①市場店舗での販売売上、②市場内にある商品を、納品先の店舗等へ配達・配送した販売金額③市場内で仕分けや加工、又は(一時保管を含む)保管していた商品で、市場外にある本店や支店で販売した分の販売売上、及びインターネット等で通信販売した販売売上が対象です。

5 保証金の預託

関連事業者の許可を受けた日から1ヵ月以内(1ヵ月以内に業務を開始する場合は当日まで)に月額使用料の2倍の額を保証金として預託していただきます。保証金は月々の使用料及び納付金等に欠損が生じたとき、これに充当する場合があります。

6 その他

(1) 店頭で商品を販売するものとし、倉庫・作業場・事務所としての使用は認めていません。また、店舗での製造を伴う事業者は募集していません。

(2) 営業日は原則として市場の休開日に合わせていただきます。

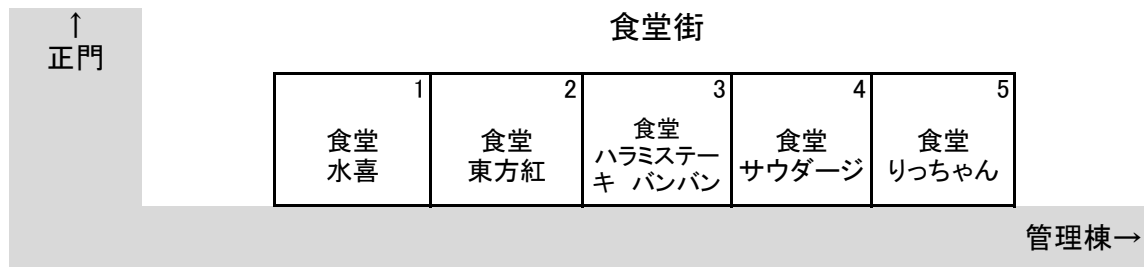
(3) 電気・水道等の光熱水費、電話料等通信費、店舗等の改装費用は事業者の負担となります。(改装する場合は別途、申請が必要です。)

(4) 業務許可を受けた日から1ヵ月以内に業務を開始してください。

(5) 原則として、場外新規事業者からの応募を優先とします。

(6) 店舗の返却時は、当初の状態まで原状回復していただきます。

南部市場関連商品売場出店事業者配置図



関連商品売場



関連事業者選定における審査項目について

1 審査内容

- (1) 書類審査 提出された書類から評価
- (2) 面接審査 プレゼンテーション 10 分、その後質疑応答
(合計で 30 分程度)

2 審査項目

(1) 書類審査

ア経営力 業務経験

イ資力 財務諸表、納税状況等

ウその他 市場と申請業種の関係性、営業時間

(3) 面接審査

ア市場への貢献度

○他店舗の業種・事業態様等を踏まえ、市場活性化への効果があるか。

○市場利用者の便益の向上に資するか。

○市民向け商品・サービスの提供はあるか。

イ事業計画

○事業計画・収益計画が妥当か。

○売上が伸びそうな商品・サービスを取り扱っているか。

○顧客確保の状況、顧客獲得のプランがあるか。

ウ経営者の基本姿勢

○場内事業者と協調した営業ができるか、朝市等市場全体で行っている市場活性化に向けたイベント等に積極的に協力できるか。

○市場内ルールの遵守の姿勢はあるか。